

入札説明書

下記案件の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年5月25日
- 2 担当部局 〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市役所 教育部 学校給食課（担当課）
電話番号：054-643-3273
メール：gakkokyusyoku@city.fujieda.lg.jp
- 3 入札に付する事項
 - (1) 入札番号 藤給契第5号
 - (2) 案件名 藤枝市立西部・北部学校給食センター廃食用油売払い
 - (3) 業務場所 藤枝市立西部学校給食センター（藤枝市大西町1-9-3）
藤枝市立北部学校給食センター（藤枝市寺島845番地の1）
 - (4) 契約期間 契約日（令和8年6月24日予定）から令和8年3月31日まで
 - (5) 業務概要 別に定める仕様書のとおり
 - (6) 支払条件 受注者は、廃食用油の売却代金を学期ごとに算出し、受注者が発行する納入通知書により指定する期日までに支払う。
- 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 次のいずれかの要件を満たす者とする。
 - ア 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に、官公庁発注における再生利用に供する廃食用油の買受けを受注した実績を有する者。
 - イ 藤枝市における物品の製造等入札参加資格を有している者、又は、開札日の前日までに物品の製造等入札参加資格を有した者であること。ただし、業種（買受け）「20108 その他」に登録されている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (4) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年12月6日施行）による入札参加停止措置の期間中でない者。又は、入札参加資格確認通知書を受けた者が開札日までに物品購入等の契約に係る指名停止措置要件に該当する行為を行っていないこと。

(5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下（暴対法）という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出期間

令和8年5月26日（火）から6月3日（水）の午後5時まで（郵送による場合は必着） ※電子メールの場合は、送信後、担当課に確認の連絡を行うこと。

(2) 提出場所

上記2に同じ

(3) 添付書類

上記4に記載のとおり（藤枝市における物品の製造等入札参加資格登録が確認できる書類の写しなど）

(4) その他

- ア 申請書の作成及び申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 入札執行者は、提出された申請書を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出期限後における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された申請書は返却しない。
- オ 提出された申請書は公表しない。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年6月9日（火）午後5時までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は理由を求められたときは、令和8年6月11日（木）午後5時までに説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じとする。

7 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い書面（様式自由）により、提出すること。
 - ア 受付期間 令和8年6月9日（火）から6月11日（木）の午後3時まで
 - イ 受付場所 〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市役所 教育部 学校給食課
電話番号 054-643-3273
FAX番号 054-643-3610
 - ウ 提出方法 持参又はFAX
※FAXの場合は、送信後、担当課に確認の連絡を行うこと。
- (2) 質問に対する回答は、令和8年6月11日（木）午後5時までにFAXにより入札参加者全員に回答する。

8 入札手続等

- (1) 入札執行日時 令和8年6月18日（木）午後2時
- (2) 入札執行場所 静岡県藤枝市緑町2丁目1番地の15
藤枝市立中部学校給食センター
- (3) 入札方法
 - ア 入札は札入れ方式によるものとし、それ以外の方法によるものは認めない。
 - イ 入札書の封入は省略し、入札書のみを入札箱に投入すること。
 - ウ 代理人が入札をする場合は必ず委任状を提出すること。
- (4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 入札書の入札金額の記入方法

入札書記載の単価で行う。入札書の記載に当たっては、銭の単位（1円未満2桁）まで記載して良いこととする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 開札

- (1) 開札は入札の終了後、直ちに当該場所において入札者を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせる。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2人以上の代理人がした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

11 落札者の決定方法

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 1回目の入札が不調の場合は、直ちに再度の2回目の入札を行う。ただし、「10 入札の無効」の(1)から(3)及び(7)から(11)の要件に該当し無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 予定価格（入札書比較価格）以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決める。

12 入札保証金及び契約保証金

免除

13 契約書の作成

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。契約書の記載内容については、別に定める仕様書に基づき、落札者と別途協議の上決定し、契約を締結する。

(2) 落札者が入札日から起算して7日以内に契約を締結しない時は、その落札は効力を失う。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。

14 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、設計書、仕様書及び契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

15 資格審査に関する事項

資格審査に関する照会は、下記 16(2)に同じとする。

16 その他

(1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書等を熟読の上、入札しなければならない。

(2) その他詳細不明の点については、藤枝市教育部学校給食課（電話番号054-643-3273）に照会すること。